

『公益法人に寄附をされた個人に対する税制優遇措置』 ～「所得控除」「税額控除」～

個人の方が公益法人に寄附をされた場合には、所得税の優遇措置があります。

この優遇措置には、「所得控除」と「税額控除」の2種類があり、(1) 適用対象となる法人と(2) 寄附をされた人が受けられる優遇措置の計算方法が異なります。

「所得控除」は全ての公益法人が対象となります。一方、「税額控除」は行政庁から要件を満たすことの証明を受けた公益法人のみが対象となります。当法人は証明を受けた法人です。

この「税額控除」の証明を受けた法人に対して寄附をされた人は、「所得控除」か「税額控除」の優遇措置を選べることになります。

なお、寄附をされた方の所得によっては「税額控除」の方が減税効果が大きくなることもあります。

「所得控除」も「税額控除」も、公益法人に寄附をした個人に対する税制優遇措置です。これらは所得税が減額されるための計算方法が異なります。他の控除の有無等により実際の優遇金額は異なる可能性があります。

(例1) 年収500万円のAさんが、公益財団法人に1万円を寄附をされた場合
「所得控除」⇒1,600円の優遇、「税額控除」⇒3,200円の優遇

(例2) 年収500万円のAさんが、公益財団法人に3万円を寄附をされた場合
「所得控除」⇒5,600円の優遇、「税額控除」⇒11,200円の優遇

(例3) 年収2,000万円のBさんが、公益財団法人に1万円を寄附をされた場合
「所得控除」⇒3,200円の優遇、「税額控除」⇒3,200円の優遇

(例4) 年収4,500万円のCさんが、公益財団法人に1万円を寄附をされた場合
「所得控除」⇒3,600円の優遇、「税額控除」⇒3,200円の優遇

寄附金額が大きくなるほど、優遇額も大きくなります。(例1、例2)

また、「所得控除」による優遇は、年収が高くなるほど大きくなりますが、「税額控除」による優遇は、年収にかかわらず一定です。このため、年収が特に高い方には「所得控除」の方が、その他の方には「税額控除」の方が、控除額が高くなります。(例1、例3、例4)